



国保だより

No. 52
夏号
令和6年8月発行

特集

現行の健康保険証の 新規発行終了について

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年（2024年）12月2日とする政令が公布されました。

現行の健康保険証は、令和6年（2024年）12月2日より新規発行を終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します（マイナ保険証）。

※令和6年（2024年）12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。

（経過期間措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合は失効します。）

マイナ保険証は、マイナンバーカードを健康保険証として利用する新しい仕組みです。

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、マイナンバーカードの取得をご検討ください。

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です。

現在お手元にある健康保険証について

- ①12月2日以降も、有効期限内は使用できません。
- ②マイナ保険証を登録済の方は、マイナ保険証と今回お届けした保険証のどちらも使用できません。

70歳、75歳を迎える方の保険証の有効期限について

今年度70歳になる方

有効期限は「誕生月の末日」となります。（1日生まれの方は前月末日）

今年度75歳になる方

有効期限は「誕生日の前日」となります。

⇒どちらの方も期限の前に、次のとおり郵送します。
お手続きは不要です。

①70歳になる誕生日が「12月1日」以前の方

⇒「保険証兼前期高齢者受給者証」を送付します。

②75歳になる誕生日が「12月1日」以前の方

⇒「後期高齢者医療制度の保険証」を送付します。

③70歳・75歳になる誕生日が

「12月2日」以降の方で、マイナ保険証を登録済の方
⇒「資格情報のお知らせ」を送付します。

④70歳・75歳になる誕生日が

「12月2日」以降の方で、マイナ保険証が未登録の方
⇒「資格確認書」を送付します。

「資格確認書」とは？

健康保険証の廃止後、マイナ保険証を保有していない方には、健康保険の加入者情報などを記載した「資格確認書」を交付いたします。（申請不要・有効期限内の保険証が交付済の方を除く）

資格確認書を提示することにより、引き続き保険診療を受けることができます。

「資格情報のお知らせ」とは？

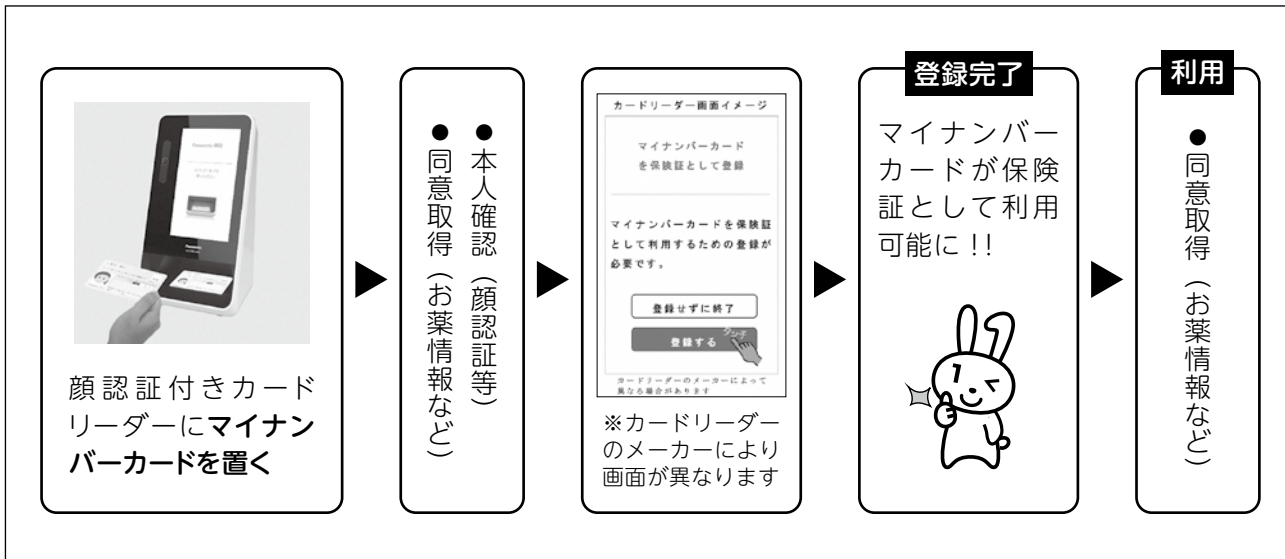
マイナ保険証の保有者が自分の被保険者資格（窓口負担割合など）を把握できるように、新規資格取得時や70歳以上での負担割合変更時等に「資格情報のお知らせ」を交付します。

原則として、「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診できません。

また、マイナ保険証の登録内容は、マイナポータルでも確認できます。

マイナンバーカードをお持ちの方は12月2日までに健康保険証利用登録をしてください

受診の際、医療機関・薬局の受付でもできます。当日その場でもOK！



医療機関・薬局の受付のほか、次の方法でも利用登録可能

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

- マイナポータル
- セブン銀行ATM
- 市役所国保年金課窓口
- 市民課マイナンバー担当窓口、吹上・川里支所



マイナ保険証利用のメリット

• よりよい医療を受けられる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

• 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険税で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

• 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

ちょこっと便利情報

マイナポータルでは、医療費通知情報が取得できます。

確定申告に利用するための1年間分の医療費通知情報は、例年、原則2月9日より申告年分の1月から12月分までの情報が一括で取得可能となります。

電子証明書の有効期限にご注意！

マイナンバーカードには、健康保険証として利用する際に、本人の利用であることを証明するために、ICチップに「利用者証明用電子証明書」という情報が記録されています。この電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードが発行されてから5回目の誕生日までとなっています。

この電子証明書の有効期限が切れてしまうと、マイナンバーカードを健康保険証と紐づけている方でも、健康保険証として利用することができなくなります。利用者証明用電子証明書の更新は忘れずに行いましょう。

※有効期限が近づくとお知らせが届きます。更新手続きは市役所、吹上・川里支所でできますので、本人がお越しください。

この件についての問合せ先 市民課マイナンバー担当 ☎048-541-2500

重要なお知らせ①

マイナンバーカードの取得は任意です。マイナンバーカードは、申請に基づき交付されるものであり、その取得は任意です。そのため、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付いたしますので、マイナ保険証を持たない方も、今まで通り保険医療を受診できます。

重要なお知らせ②

国は、一度マイナ保険証の登録をした後も、マイナ保険証の利用登録の解除を可能とする方針を示しています。開始時期等については、現在国が検討しているところです。詳細が決まりましたらお知らせします。



医療費の増加傾向が続いています

令和5年度の1人当たりの医療費は393,534円となり、前年度の389,758円と比較して3,776円の伸びとなっています。医療費増加の原因には、同じ病気で複数の医療機関を受診する重複受診・頻回受診や、休日・夜間診療の受診など、医療機関への受診方法が大きく関係します。医療費の節約のため、適正受診を心がけましょう。

重複受診は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかると、医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬を繰り返すことで、体への負担や副作用が大きくなり、より症状が悪化してしまうおそれがあります。「セカンドオピニオンを求めるため」などの特別な理由がない場合は、「重複受診」を控えましょう。

医薬品はジェネリックを活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安価です。医師と相談のうえ、ジェネリック医薬品を積極的にご利用ください。



令和6年度鴻巣市国民健康保険税額

現在、埼玉県では市町村ごとに異なる保険税率について、保険税水準の統一を目指しています。国保財政の安定した運営を図るため、令和6年度も改正を行いました。今年度の税率は次のとおりです。埼玉県が示す本市標準税率と本市令和6年度の税率を比較すると、特に医療分の均等割額に乖離があり、令和7年度以降も急激な負担とならないよう段階的に改正を行っていく予定です。

【令和5年度と令和6年度の鴻巣市国民健康保険税率比較】

		令和5年度	令和6年度	対前年比
医療分	所得割率	6.9%	6.8%	△0.1%
	均等割額	27,000円	27,500円	+500円
	課税限度額	65万円	65万円	据置き
支援金分	所得割率	2.3%	2.8%	+0.45%
	均等割額	13,000円	16,000円	+3,000円
	課税限度額	22万円	24万円	+2万円
介護分	所得割率	2.2%	2.4%	+0.2%
	均等割額	16,000円	16,000円	据置き
	課税限度額	17万円	17万円	据置き

医療分…国民健康保険事業に要する費用に充てるために国保加入者が負担する額

支援金分…後期高齢者医療制度の財源として現役世代から共に支えるために負担する額

介護分…40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が負担する額

令和6年度鴻巣市標準保険税率

	所得割率	均等割額
医療分	6.92%	41,082円
支援金分	2.76%	15,947円
介護分	2.30%	16,285円
合計	11.98%	73,314円

標準保険税率とは、統一の算定ルールに基づき、埼玉県が毎年市町村ごとに算定する理論上の税率で、主に医療費の支払いに必要な水準を示すものです。

保険税の納付は口座振替で

国民健康保険税の納付は、原則として口座振替です。年金天引きの世帯以外は、口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

キャッシュカードのみで口座振替の受付を行えるペイジー口座振替受付サービスが利用できます。申し込みは市役所・吹上・川里両支所の窓口で行えます。※一部非対応の金融機関があります。



保険税の各種軽減・減免制度

国民健康保険税には様々な軽減・減免制度がありますので、ご相談ください。

低所得世帯に対する軽減

内 容	手 続 ぎ
世帯の所得が一定基準以下の場合、所得額に応じて均等割額を2割・5割・7割減額します 軽減の基準所得額 7割軽減：43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 5割軽減：43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+29.5万円×(加入者数+特定同一世帯所属者数) 2割軽減：43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+54.5万円×(加入者数+特定同一世帯所属者数) ※「給与所得者等」…一定の給与所得者、公的年金等の支給を受ける方 ※「特定同一世帯所属者」…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、引き続き同じ世帯にいる方	所得申告が必要(次ページ参照)


未就学児に対する軽減

内 容	手 続 ぎ
未就学児の均等割額を半額にします	手続き不要

倒産・解雇等による離職者に対する軽減

内 容	手 続 ぎ
65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の理由欄のコードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである方の前年の給与所得を30%として算定します	雇用保険受給資格者証を持参し届出


産前産後期間に係る免除

内 容	手 続 ぎ
出産する国民健康保険加入者の一定期間の所得割額と均等割額を免除します 単胎妊娠：4か月(出産月の前月から翌々月まで) 多胎妊娠：6か月(出産月の3か月前から翌々月まで)	母子手帳等を添えて届出もしくは、出産育児一時金の支給決定により適用します(手続き不要) 

旧被扶養者に対する減免

内 容	手 続 ぎ
会社の健康保険などの被保険者本人が、75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行したことにより、被扶養者だった65歳以上の方が国民健康保険に加入した場合に、当面の所得割額全額、2年間均等割額の5割を減免します	国民健康保険加入手続きをもって適用

多子世帯に対する減免

内 容	手 続 ぎ
18歳未満の加入者が3人以上いる世帯の、3人目以降の均等割額を減免します	申請書を提出(対象の世帯にはお知らせします) 

災害で被害を受けた方に対する減免

内 容	手 続 ぎ
住宅等の損害の程度に応じ、一定割合を減免します	り災証明書を添えて申請書を提出



所得の申告をお願いします

国民健康保険の加入者・その世帯主は、収入・所得がなくても申告が必要です。

国民健康保険では、前年の所得により国民健康保険税（以下「保険税」）の所得割の算定を行うほか、低所得世帯に対する保険税の軽減判定や、医療費が高額になったときの自己負担限度額の判定などにも所得を用います。

保険税の軽減や自己負担限度額などを正しく判定するため、世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者（※）は、毎年所得の申告をしてください。

※特定同一世帯所属者とは、74歳まで国民健康保険に加入していた方で、75歳になった後も継続して同じ世帯にいる方です。

【申告をしないと】

・保険税の軽減が受けられません

実際には一定の基準以下の収入の場合でも判定ができないため、軽減が受けられません。

・高額療養費の自己負担限度額が判定できません

所得区分の判定ができないため、医療費が高額になったときに窓口で支払う自己負担額が高所得区分での判定となります。

・高齢受給者証の負担割合が判定できません（70歳以上の方）

実際には一定の基準以下の収入の場合でも現役並所得とみなされ、窓口の負担割合が3割負担となります。

いずれの場合も所得申告後、再判定を行います。

【申告が必要な方】

- ・鴻巣市の国民健康保険に加入している世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者で、令和6年4月1日現在16歳以上の方（去年高校1年生以上）※学生等で家族の扶養親族であった場合でも申告が必要です。

【次に該当する方は申告の必要はありません】

- ・所得税の確定申告や、市県民税の申告をした方
- ・給与収入のみで、給与支払報告書が会社から市役所に提出されている方
- ・公的年金（遺族年金、障害年金を除く）のみで、公的年金支払報告書が市役所に提出されている方
- ・令和6年4月1日現在16歳未満（去年中学生以下）で、家族の扶養親族となっている収入のない方

【申告場所】

令和6年1月1日に住民登録していた市区町村へ申告して下さい。

→令和6年1月1日現在、鴻巣市に住民登録している人は、鴻巣市へ申告してください。

→鴻巣市以外の市区町村に申告している場合は、国保年金課までご連絡をお願いします。

→令和6年1月1日現在で日本国内に住所を有していない等の場合は、国保年金課にて簡易申告を受け付けます。

【鴻巣市へ申告する場合】

- ・令和5年中に収入がない場合の申告

鴻巣市役所 国保年金課、吹上・川里支所福祉グループで受け付けます。

「申告対象者のマイナンバーカードまたは通知カード（※）」 「届出人の本人確認書類（運転免許証等）」を持参し、申告してください。

※通知カードについては、住所、氏名等に変更がない場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用できます。

- ・令和5年中に収入がある場合の申告

事前に鴻巣市役所 税務課（Tel048-541-1321(代表)）に連絡し、申告時に必要な書類を確認してください。



リフィル処方箋についてご存知ですか



利用者は通院における時間や交通費等の負担が大きく軽減されるほか、医療費の削減にも効果があります。ルールに従い、正しく利用しましょう。

リフィル処方箋とは、慢性疾患など症状が安定している患者に対して、医師が認めた場合に発行される処方箋です。最大3回まで繰り返し利用することができ、患者にとっては、通院の負担軽減や時間短縮などのメリットがあります。

※1回当たりの投薬期間及び総投薬期間は、患者の症状等を考慮した上で医師が個別に判断した期間となります。
※対象の可否については、受診先の医療機関へご確認ください。



二重加入していませんか？

職場などの健康保険に加入しても、国民健康保険は自動的に脱退になりません。脱退手続きをせず二重に加入したままですと、納めなくてよい保険税が引落されたり、本来不要な保険税の督促状が届いてしまったりすることがあります。他の健康保険に加入したときは、国民健康保険を脱退する手続きが必要ですので、忘れずに届出をしてください。

【届出に必要なもの】

- ・鴻巣市の国民健康保険証
- ・職場の健康保険証
- ・本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証）

※郵送でも手続きできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【会社等にお勤めの方へ】

健康保険の適用範囲が順次拡大（令和4年10月、令和6年10月）されています。職場の健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう。



国民健康保険資格喪失後の診療について

国民健康保険に加入されている方が保険証を使用して医療機関を受診した場合、医療費総額の3割が自己負担となり、残りの7割は鴻巣市が負担しています。

（一部、年齢等により負担割合は異なります）

他の健康保険に加入時、新しい保険証の交付が遅れたなどの理由により、返却していない国民健康保険証を使用した場合は、鴻巣市が負担した医療費を返納していただきます。鴻巣市へ返納していただいた金額は、受診日当日に加入している健康保険へ申請することにより返金されます。詳細は加入している健康保険の担当部署へご確認ください。

マイナ保険証を利用の方は、保険資格の更新に時間を要することがあります。

国民健康保険の資格喪失後に医療機関を受診した際、他の健康保険を取得した情報が反映されていない場合は、医療機関を通じて受診時に加入している健康保険の担当部署へ資格確認をお願いします。



職員出前講座のご紹介

市役所国保年金課では、国民健康保険に関する職員出前講座を新設しました。団体・グループからのお申込みをお待ちしております！

1 健診結果からわかること【NEW】

健診の検査項目や結果から分かる生活習慣病のリスクや予防法を保健師と管理栄養士が解説します。

2 かんたん、便利、マイナ保険証【NEW】

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法、メリットなどについて解説します。

大好評につき今年度も実施します！

令和6年度 特定健診受診 プレゼントキャンペーン



国民健康保険加入中の40歳から74歳のみなさま、特定健診は受診されましたか？
令和6年6月1日より実施中の**令和6年度特定健診**を**令和6年12月末まで**に受診された方の中から、抽選で受診特典が当たる**プレゼントキャンペーン**を実施いたします。

対象 初めて特定健診を受診された方・3年以上連続して受診された方の中から抽選

※国民健康保険税に未納がある世帯の方は、抽選対象となりません。

プレゼント内容 鴻巣市商工会商品券、このすシネマ映画観賞券等

※プレゼント内容は変更となることがあります。

応募方法 特定健診を受診された方は、自動的に抽選対象となります。

抽選・発表 該当者は自動的に抽選の対象となります。結果はホームページに掲載及び
当選通知を発送します。



▲プレゼント
キャンペーン
について

国保加入者で職場等で健康診断を受けた方へ

職場等で健康診断を受け、鴻巣市国民健康保険の特定健診を受診していない方は、健診結果をご提供ください。職場等での健康診断の受診が、特定健診の受診率に反映されます。
ご提供いただいた方には、ひなちゃんオリジナルタオルをプレゼントいたします。



お持ちいただく物 令和6年度特定健診受診券、令和6年度中に職場等で受診した健診結果

受付場所 国保年金課（鴻巣市役所・新館1階2番窓口）、または両支所福祉グループ

はじめよう！新歩数管理アプリ「コバトンALKOOマイレージ」



【担当】 健康づくり課（☎543-1561）

【問い合わせ】（アプリの機能や登録方法に関すること）

コバトン ALKOO マイレージコールセンター（☎0570-015566）

これまでの埼玉県コバトン健康マイレージに替わり、新たな歩数管理アプリ「コバトンALKOOマイレージ」がスタートしました。

どなたでも使いやすく、これまで同様、歩数アプリによる多彩なプレゼントも継続するほか、楽しく歩くための新機能が盛りだくさんです。是非ご参加ください。

登録はカンタン！

01 アプリをダウンロード



まず「ALKOO」アプリをダウンロードして、歩数が表示されるトップ画面まで進めます。

02 パナーから参加登録



アプリトップ画面の「登録はこちら」というパナーをタップし登録情報を入力します。

03 登録完了!!



こちらの画面で登録は完了です！



▲機能や登録方法等の詳細は市HPをご覧ください。

かかりつけ医を持ちましょう